

## とっとりネットワークシステム(TNS)会則

### (名称)

第1条 本会は、とっとりネットワークシステム(略称TNS)と称する。

### (目的)

第2条 本会は、鳥取県の発展に寄与する数多くの新たな活動が生み出されることを期待して、産官学連携に積極的に関わる人の交流を推進し、それらの活動を側面から支援することによって、県内の産業及び科学技術の発展に資することを目的とする。

### (事業)

第3条 本会は、第2条の目的を達成するため、以下の事業を行う。

- (1)産官学関係者がお互いを知り合う「出会いの場」を設定
- (2)産官学関係情報の収集・提供  
本会が運営するホームページにより実施
- (3)TNSに登録された研究会の活動を支援
- (4)TNSの趣旨に合致する関連事業への協力・支援
- (5)全国の同趣旨の各ネットワークとの連携
- (6)その他、第2条の目的に沿うことを実施

### (会員の資格)

第4条 本会の趣旨に賛同する者は誰でも入会の資格を有する。

2 会員は、個人会員を基本とする。ただし、本会の趣旨に賛同する法人は賛助会員として入会することが出来る。

### (入会)

第5条 本会へ入会しようとする者は、原則として本会が運営するホームページにより入会手続きをしなければならない。

2 賛助会員への入会については、別に定める賛助会員入会申込書により入会手続きを行うものとする。

### (退会)

第6条 本会を退会しようとする者は、別に定める退会届出書により退会手続きを行うものとする。

### (除籍)

第7条 本会の活動に著しく反する行動を行った会員は、第11条で定める運営委員会の判断により除籍することができる。

### (会費)

第8条 会費は、個人会員の場合は年間1千円とし、賛助会員の場合は年間1万円とする。

(登録研究会)

第9条 本会の趣旨にあった活動をする各種研究会は、原則として本会が運営するホームページにより登録手続きを行うことにより、本会に登録研究会として、登録することができる。

2 本会は登録研究会に対して、ホームページへの情報掲載、各種情報提供、名義後援等の支援を行う。

(役員)

第10条 当分の間、本会に役員は置かない。TNSの活動状況をみて役員を置く必要が生じたときに第11条で定める運営委員会で検討する。

(運営委員会)

第11条 本会の運営について協議するため、運営委員会を置く。

2 運営委員は、次に掲げる機関の中から運営委員長が委嘱する。

(1) 鳥取県

(2) 財団法人鳥取県産業振興機構

(3) 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター

(4) 社団法人鳥取県情報産業協会

(5) 鳥取環境大学

(6) 米子工業高等専門学校

(7) 鳥取大学

(8) その他、運営委員長が必要と認める機関

3 運営委員長は、運営委員が互選する。

4 運営委員会は、この会則の改廃並びにTNSの運営に関する事項について協議し決定する。

(TNSホームページ管理委員会)

第12条 本会のホームページの情報管理、システム管理を行うために、TNSホームページ管理委員会を設置する。

2 ホームページに掲載する情報の内容について、重要事項は運営委員会で協議して決定するが、その他の事項については、TNSホームページ管理委員会で協議して決定する。

3 管理委員長は、特別な場合を除き、鳥取大学産学・地域連携推進機構長とする。

4 管理委員は、次に掲げる機関の中から管理委員長が委嘱する。

(1) 鳥取県

(2) 財団法人鳥取県産業振興機構

(3) 地方独立行政法人鳥取県産業技術センター

(4) 社団法人鳥取県情報産業協会

(5) 鳥取大学

(6) その他、管理委員長が必要と認める機関

(事務局)

第13条 本会の事務局は、鳥取大学産学・地域連携推進機構(鳥取市湖山町南4丁目101番地)内に置く。

(附則)

- 1 この会則は、平成18年2月16日から施行し、平成17年11月17日から適用する。
- 2 第8条の規定にかかわらず、個人会員については、当分の間、会費を徴収せず、TNSの活動状況をみて会費を徴収する時期を決定するものとする。
- 3 第11条第2項の規定にかかわらず、最初の運営委員会は鳥取大学産官学連携推進機構長が委嘱する。

(附則)

この会則は、平成21年1月7日から施行する。